

宇都宮市立河内図書館 消防設備保守点検業務仕様書

1 目的

宇都宮市立河内図書館に設置してある消防用設備等の機能を緊急事態発生時に異常なく作動させるため、「消防法第17条の3の3」及び「建築基準法第8条第1項」の規定に基づき、保守点検を行い、これらの機器の機能を完全かつ最良の状態に保つことを目的とする。

2 保守点検

(1) 点検時期

- ア 機器点検 6月
- イ 機器点検・総合点検 12月

(2) 設備概要

別紙29-1 設備概要内訳書、消火器及び消火栓配置図による。

(3) 点検及び報告

別紙29-2 点検及び報告による。

(4) 費用負担

指定管理者は、保守点検業務にあたり、すべての経費を負担するものとする。

(5) 応急措置等

- ア 点検の結果、対象部分に脱落や落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により、応急措置を講じるとともに、速やかに市に報告すること
- イ 落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに、速やかに市に報告すること
- ウ 応急措置、危険防止措置にかかる費用が30万円未満の場合は、指定管理者が負担する。また、指定管理者は、消防設備に故障が生じた場合には、被害拡大の防止に必要な応急措置をとるほか、事故原因の究明を行い、再発防止についてとるべき措置を講じ、必要に応じて臨時点検を行うこと

(6) 故障等の対応

設備機器等について故障等が発生した時は、適切な措置を講じ故障等の原因を調査し、市に報告すること

3 疑義

本仕様書に明記されていない事項等が発生した場合には、市と協議のうえ

決定し、責任をもって対処するものとする。

4 関係法令等の遵守

(1) 指定管理者は、業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること

(2) 指定管理者は、その技術者等と適正な雇用契約を結び、労働関係法令を遵守すること

なお、指定管理者は、業務に従事する者の名簿及び資格の写しを業務実施前に整備すること

(3) 指定管理者は、業務の遂行にあたって、事故のないよう十分に注意すること

設備概要内訳書

自動火災報知機設備

設 備 名	数 量	単 位
受信機P-1級5回線	1	台
スポット型感知器(差動式・補償式)	10	個
スポット型感知器(定温式)	9	個
煙感知器(イオン化式・光電式)	16	個
発信機P-1, 2級	3	個
表示灯	3	個
電鈴	4	個
消火栓起動連動装置	1	式
非常電源, 蓄電池設備	1	式

誘導灯設備

設 備 名	数 量	単 位
誘導灯	2	個

消火器設備

設 備 名	数 量	単 位
粉末消火器(除蓄圧式)	8	本

屋内消火栓設備

設 備 名	数 量	単 位
加圧送水装置 ポンプ, モーター	1	台
消火栓 屋内	3	基
操作盤	1	台

点検及び報告

1 消防用設備等点検、保守及び報告

消防用設備等点検及び報告は、消防法第 17 条の 3 の 3（「消防用設備等についての点検及び報告」）及び消防法施行規則第 31 条の 6（「消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告」）並びに消防庁告示第 9 号（「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果について報告書の様式を定める件」）、消防庁通知消防予第 172 号（「消防用設備等の点検要領の全部改正について」）等関係法規に基づき保守点検及び報告を行うこととする。設備ごとの点検方法は、消防庁告示によるところとする。

2 建築基準法関係防災設備の点検

建築基準法関係防災設備点検及び報告は、建築基準法第 8 条第 1 項（「維持保全」）に基づき保守点検及び報告を行うこととする。

(1) 非常用照明装置

点検項目及び点検内容は、表 1 による。

(2) 防火戸、ダンパー等

点検項目及び点検内容は、表 2 による。

表 1 非常用照明装置

点検項目	点検内容	周期	備考
1 外観点検	①照明器具の破損、変形及び腐食の有無を点検する	6M	
	②照明器具の取付け状態及び使用ランプの適否を点検する。	6M	
	③充電表示灯のあるものは、点灯していることを確認する。ただし、充電表示灯がないバッテリーモニター付きの器具の場合は、表示灯が不点の場合であっても試験停電により所定の動作（赤色ランプの不点又は点灯）を点検する。	6M	
	④防災性能評定マーク又は自主評定マークの有無を確認する。	6M	
2 機能点検	①ランプの汚れ、劣化等の有無を点検する。	6M	
	②点検スイッチ又は分電盤等で常用電源から非常用電源に切替えた場合、ランプが正常に点灯することを確認する。	6M	

3 照度測定	③電池内臓形照明器具は 30 分間以上 (48 時間以上充電後) 継続して有効に点灯することを確認する。	6M
	④電源別置形照明器具は, 予備電源に切替えて 30 分間以上点灯することを確認する。	6M
	①JIS C 7612「照度測定方法」により, 床面の水平面照度を測定する。	6M
	②測定位置は, 避難行動に重要な箇所 (例えば, 階段では避難階段及び主階段の踊り場, 廊下では重要な廊下のうち屋外への出口に近い場所等) で, 人の動線となる箇所とする。	6M
4 予備電源	蓄電池設備及び自家用発電設備の点検は, 電気設備点検で実施する。	

表2 防火戸・ダンパー等

点検項目	点検内容	周期	備考
1 機器点検			
a 連動制御器			
イ 連動制御器	①変形, 損傷, 腐食等の有無を確認する。	6M	
	②電圧計の指示が適正であること又は電源監視用の表示灯が点灯することを確認する。	6M	
	③結線接続部の端子との接続に緩み, 脱落, 損傷等の有無を確認する。	6M	
	④連動作動試験は, 感知器の機能点検に行う加熱又は加煙試験において当該回線の端末機器を作動させ, 作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することを確認する。	6M	
	⑤遠隔操作試験は, 端末機器の作動状況点検時において, 連動制御器の遠隔操作スイッチを操作し, 当該回線の端末機器を作動させ作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することを確認する。	6M	
	⑥付属装置の試験は, 感知器又は自動閉鎖装置の作動により他の付属装置等に移報するものは, 移報信号がでることを確認する。	6M	
ロ 予備電源	①充電装置等の損傷, 異常音, 異臭及び異常な発熱の有無を確認する。	6M	

	②常用の電源から予備電源への切替えが自動的に行われ、かつ、電圧計の指示値及び表示灯が適正であることを確認する。	6M
	③容量試験を行い、容量が適正であることを確認する。	6M
ハ ランプ、スイッチ、ヒューズ類	①各表示灯の電球等を点灯させ、著しい光束変化等の有無を確認する。	6M
	②スイッチ類は、開閉機能及び開閉位置が正常であることを確認する。	6M
	③ヒューズ類が、規定の種類及び容量のものであることを確認する。	6M
b 感知器	①変形、損傷、脱落、腐食等の有無を確認する。	6M
	②設置後の用途変更、間仕切り変更等による未警戒部分の有無を確認する。	6M
	③設置位置及び設置場所に適応する感知器が設けられていることを確認する。	6M
	④熱感知器の感熱部に機能障害となる塗装等がなされていないことを確認する。	6M
	⑤煙感知器にあっては塵埃、微粉等が付着していないこと並びに水蒸気及び腐食性ガスの滞留等によって機能上支障となる状況の有無を確認する。	6M
	⑥補償式又は定温式スポット型感知器は加熱試験を行い、作動が確実であることを確認する。	6M
	⑦イオン化式又は光電式煙感知器は加煙試験を行い、作動が確実であることを確認する。	6M
c 自動閉鎖装置		
イ 防火戸、ダンパー	①防火戸の周囲に、閉鎖及び避難上障害となるものがないことを確認する。	6M
	②防火戸及びダンパーが規定の装置により正常な状態でセットされていることを確認する。	6M
	③防火戸、タンパー及び自動閉鎖装置に著しい変形、損傷等の有無を点検する。	6M
	④温度ヒューズ付自動閉鎖装置の場合は規定の温度ヒューズであること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることを確認する。	6M

	⑤防火戸及びダンパーの手動による閉鎖が正常に作動することを確認する。	6M
	⑥連動制御器の作動指令により防火戸及びダンパーが正常に作動することを確認する。なお、順送り方式のものにあつては、順送り作動が正常であることを確認する。	6M
	⑦作動確認用スイッチの作動を確認する。	6M
	⑧防火戸及びダンパーを閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻ることを確認する。	6M
ロ 防火シャッター	①シャッター及び避難ドアの周囲に閉鎖上又は避難上障害になるものがないことを確認する。また、閉鎖時に避難方向の誘導の為に設置された表示、方向指示等がはっきり分かることを確認する。	6M
	②防火シャッター及び自動閉鎖装置に著しい変形、損傷等の有無を点検する。	6M
	③温度ヒューズ付シャッターの場合は、規定の温度ヒューズであること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることを確認する。	6M
	④シャッター閉鎖用の手動閉鎖装置又は押しボタンによりシャッターを閉鎖させ正常に作動することを確認する。	6M
	⑤連動制御器の作動指令により、シャッターが正常に作動することを確認する。	6M
	⑥ハンドル、チェーン等で手動巻き上げ操作が容易であること及び巻き上げ操作中に途中で停止できることを確認する。	6M
	⑦作動確認用スイッチの作動を確認する。	6M
	⑧閉鎖用音響装置がある場合は、閉鎖中に鳴動することを確認する。	6M
2 総合点検	①煙感知器の感度が正常であることを所定の感度試験器により確認する。	1Y
	②予備電源に切替えた状態で、任意の感知器を作動させ火災表示、音響装置の鳴動が正常であること及び所定の防火戸、ダンパー等が正常に作動することを確認する。	1Y
3 絶縁抵抗測	次の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y

定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電源回路と大地間（1回線当り） ・ 端末器回路と大地間（1回線当り） ・ 感知器回路と大地間（1回線当り） ・ 付属する音響装置にいたる回路と大地間 		
4 建具			
a 防火戸, 排煙窓等	<p>①避難扉の開閉の妨げになる障害物がないことを確認する。</p> <p>②作動状態の良否及び作動後の閉鎖状態の良否を確認する。</p> <p>③建具の変形, さび, 腐食, 傷, 損耗, 塗装の劣化及び表面処理の劣化の有無を確認する。</p> <p>④金物類のさび, 腐食の有無を確認する。</p> <p>⑤温度ヒューズの損傷, ビスの緩み及び脱落の有無を確認する。</p> <p>⑥金物類のがたつき, 緩み及び変形の有無を点検する。</p>	6M	
b 防火シャッター	<p>①避難扉の開閉の妨げになる障害物がないことを確認する。</p> <p>②開閉機構部の次の事項について確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開閉機構部の油漏れ及びモータの加熱及び異常音の有無 ・ ブレーキ装置及びリミットスイッチの機能状態の良否 ・ スプロケット, ローラーチェーンの芯ずれの有無及びローラーチェーンのたるみ状態 ・ ロープ車の損傷及びワイヤーロープの磨耗の有無 ・ 巻取りシャフト, ブラケットの変形の有無及び取付け状態の良否 <p>③表面処理, 腐食及び変形の有無並びに取付け状態の良否を確認する。</p>	6M	6M

3 周期の表記

周期の表記は, 次による。

- (1) 6Mは, 6月に1回行うものとする。
- (2) 1Yは, 1年に1回行うものとする。